

令和 8 年 8 月 5 日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 名称等 株式会社美らい工建（法人番号 5380001032470）

代表取締役 柴崎 博司

(2) 住 所 福島県いわき市泉もえぎ台一丁目 26 番地の 4

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第 14 条第 1 項）の取消し

3 処分の理由等

当該法人が、令和 8 年 3 月 25 日にいわき簡易裁判所から法違反により罰金刑に処せられ、同日、刑の執行を終えたことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者））に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和 8 年 8 月 5 日